

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>3－8 未適用事業所の適用の推進</b>					
88	①健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととしており、18年2月末現在、延べ4,300事業所に対して重点加入指導を実施。度重なる加入指導によっても届出を行わない事業所に対しては、引き続き厳正な対応を図る。</p> <p>○平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権により適用する対象の拡大を図る。(重点加入指導:従業員10人以上の事業所、職権による適用:従業員15人以上の事業所)</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
<b>3—9 労働保険との徴収事務の一元化</b>					
89	①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	~17年度	着手済	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、</p> <p>①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化</p> <p>②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化</p> <p>③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること</p> <p>について、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	
90	<p>②労働保険との徴収事務の一元化について、平成18年度から、以下の取組を実施</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲について、インターネットによる一括申請(7グループ19届出)が可能な届出に拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一</p>	18年度~	—	<p>○平成18年度から社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて以下の事務を実施する予定。</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲について、インターネットによる一括申請(7グループ19届出)が可能な届出に拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
--	----	------	----	------------------	-------

## IV. 予算執行の無駄の排除

### 4-1 不適切な予算執行の排除

91	①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない	16年度～	着手済	<p>○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて(合意)」(平成16年3月10日与党年金制度改革協議会)等を踏まえ、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方方に立ち、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、5年間で整理合理化を行うこととしている。</p>	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構設立時に、288施設、約1,922億円を出資(今後、25施設を追加出資予定)
92	②年金福祉施設等の整理合理化	17年10月～	着手済		
93	③調達コスト削減目標の設定	17年3月～	着手済	<p>○調達コスト削減目標として、物品等の購入、印刷物等の製造、業務の外注等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上の削減を目標値として設定し、その達成に向けて取り組んでいる。</p>	